

## 特定処遇改善見える化要件について

介護職員の処遇改善につきましては、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、令和元年10月の消費税引き上げに伴い、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を算定するにあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- A. 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(III)を取得していること
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

このうちCの「見える化」要件とは、処遇改善加算に基づく職場環境要件の取組について、ホームページ上での掲載等を通じ公表することとなっております。これに基づき、当法人での取り組みを以下に記載します。

### 資質の向上やキャリアアップに向けた支援について

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保

#### 当法人の取り組み

人事評価制度とそれに応じた法人内研修制度を整え、職員の資質向上やキャリア形成について定期的に話し合う機会を設けています。

### 両立支援・多様な働き方の推進について

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

#### 当法人の取り組み

育児短時間勤務制度の拡充により、子育てと仕事の両立がしやすい制度を導入しています。また、障害当事者を積極的に採用し、短時間正社員制度の導入など個々の事情に応じて働きやすい労働条件を整備しています。

### やりがい・働きがいの構成について

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

#### 当法人の取り組み

事業所内で定期的にミーティングを行い、よりよいサービス提供につなげています。また、定期的に各事業所の現場リーダーが集まって、法人全体のサービスの質が高まるよう様々な視点で検討しています。障害のある人の生活を支えるうえでの基本姿勢を磨くために、法人研修や階層別研修において、ノーマライゼーション、当事者主体の理念を学び、日々の取り組みに活かすようにしています。